特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	海南市 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に 関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和4年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイ	「ルを取り扱う事務
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務
	令和3年12月21日デジタル庁告示第9号で改正された「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和3年内閣府告示第70号)」第5号によって、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の特定公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
②事務の概要	<支給対象者> ①基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯②①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)
	<事務の内容> 令和3年1月2日以降の転入者その他の令和3年度分の住民税課税状況を把握していない者について は、個人番号を用いた情報連携により課税状況を照会し、支給要件を満たす世帯に対して当該給付金を 支給する。
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2 特定個人情報ファイ	(II. &

2. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税世帯特別給付金支給対象者ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の101の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第10条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和3年5月19日内閣府告示第70号)第5号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携							
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 ・番号法第19条8号、別表第二の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第59条の4 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年5月19日内閣府・総務省告示第2号)第3号 「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(令和3年12月22日付け府政経第425号)(情報提供ネットワークシステム及び情報連携関係システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版後に可能となる予定。それまでの暫定的な措置として、「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続を転用) ■情報提供なし						
5. 評価実施機関における	担当部署						

①部署	くらし部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

海南市 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 請求先

TEL 073-483-8590

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

海南市 くらし部 社会福祉課 臨時特別給付金班 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8624 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和3年12月10日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点					
3. 重大事i	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施されている。	項目評価書		重点項目評		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 目評価書において、リスク		
2. 特定個人情報の入手(青報提供ネ	・ットワークシス・	テムを通じ	た入手を除く	。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	Γ	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの	委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情	報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ε]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続	しない(入手) [0]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[O] É	1己点検	[]	内部監査	[] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・日	李発						
従業者に対する教育・啓発	[+	-分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行って2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明